

令和7年5月26日の規制区域指定時点で施行中の工事について 届出が必要です！



＜静岡市では令和7年5月26日から、盛土規制法による規制を開始します＞

1. 盛土規制法に基づく工事等の届出について

令和7年5月25日以前に工事着手し、5月26日以降も以下①から⑦の盛土等を行う場合については工事主は、**運用開始から21日以内(令和7年6月16日まで)**に宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)第21条第1項、又は第40条第1項に基づく盛土等に関する届出が必要です。

2. 届出対象となる盛土等の規模

■ 土地の形質の変更(盛土・切土)

① 盛土で高さが 1m超 の崖*を生ずるもの	② 切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)
④ 盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)	
		※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの

■ 一時的な土石の堆積

⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの

3. 届出に必要な書類

①届出書

- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書(様式第15)
- ・土石の堆積に関する工事の届出書 (様式第16)
- (宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 別記様式参照)

②位置図

③地形図

④土地の平面図

⑤土地の断面図

⑥盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

4. 規制開始前後に工事を行う場合の取扱い

該当工事		イメージ 規制区域指定日 (令和7年5月26日)	取扱い	
			許可	届出
1	規制区域指定日以後に着工される工事(下の3の許可の取得がない場合)		必要 工事着手までに盛土規制法の許可が必要	不要
2	規制区域指定日より前にすでに着手されている工事		不要	必要 規制区域指定日から 21日以内(令和7年6月16日まで) に届出が必要
3	規制区域指定日以後に都市計画法の開発許可を取得して着工される工事		不要 盛土規制法の許可を受けたものとみなされる	不要

※ 規制区域指定日より前に都市計画法の**開発許可を取得済みの工事**は上の1又は2に該当します。

<工事の着手の判断>

- ・工事現場において、設計図書と照合して行う最初のくい打ちが行われているもの
- ・本体工事の準備段階で行われる準備工(起工測量による位置出し、丁張りの設置など 本体工事を行う前提で行われるのものに限る。)に着工されているもの

<お問い合わせ先>

静岡市 都市局 都市計画部 開発審査課 盛土対策係

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 (5階)

電話:054-221-1591 ☎

電話受付時間:8時30分~17時15分(土曜日、日曜日、祝日、休日を除く)



静岡市

CITY OF SHIZUOKA